閣法「水道法の一部を改正する法律案」に対する討論(案)

国民民主党の柚木道義です

私は国民民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました政府提出の「水道法の一部を改正する法律案」に反対の立場から討論を行います。

討論に先立ち、6月18日に発生した大阪北部地震によりお亡くなりになられた方々の御 冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨日、文部科学省の現職の局長が受託収賄容疑で逮捕されるという前代未聞の事件が発生しました。安倍政権による権力の私物化が問題視される中、まさに政権の内閣人事局で任命した局長による不祥事であり、安倍総理や菅官房長官、林文部科学大臣ら予算委員会での集中審議の中で国民への説明責任を果たして頂きたいと考えます。

そして、与野党超えて切にお願い申し上げます。

明日で、東京都目黒区の5歳女児(船戸結愛ちゃん)が虐待死、両親が逮捕の報道があってから1ヶ月になります。

この間、厚生労働委員会では、児童虐待対策集中審議、現地視察を強く求めて参りました。

さらに水道法審議より前に、緊急的、人道的観点から、

野党5党1会派で衆議院に提出した「児童福祉法・児童虐待防止法改正案」の委員会での審議を、強く、重ねて求めて参りました。

安倍総理、自民党総裁。野党にいつも対案提出を求めておられる。

是非とも自民党総裁として、野党案にご賛同頂けるよう、自民党にご指示頂けませんか。 そして外遊に行かれるよりも前に、結愛ちゃんの悲痛な叫び声を、どうか児童虐待法改正 案を審議成立させるために協力頂けませんか。

この改正法案は、結愛ちゃんの対応を行っていた香川県の児童相談所に野党議員でヒアリングさせて頂いた際に、児相の所長さんから、現在の国の強化プラン基準である人口4万人に1人では到底児童福祉司の数が足りず、国基準改正含めて、児童福祉司を大幅に増員して欲しい、との児童虐待対応に日夜向き合っておられる現場からの切なる声に応える法案となっています。

つまり欧米に比して2倍以上ともされる児童福祉司一人当たりの虐待相談対応件数を大幅に軽減するもので、例えば東京都の51.2件が26.8件に軽減、大阪府の62.5件が31.8件に軽減といずれも言わば50人学級が25人学級に、60人学級が30人学級に、結愛ちゃんの転居前在住の香川県は児童1000人当たりの都道府県別警察への通告児童数並びに児童虐待事件検挙件数いずれも全国4番目に多い、その香川県でも児童福祉司一人当たりの相談件数は41.7件から26.1件と、転居先の東京都と共にまさに欧米に近い水準にまで軽減され、結愛ちゃんのような事案へのきめ細やかな対応が可能となる内容となっており、その他ここでは述べませんが野党改正法案は

まさに、政府与党が検討され、7月中下旬にまとめようとしている緊急対策も包括した内容になっています。

小児科学会の試算では1年に約350人、毎日1人、最愛の親等に子どもたちが虐待死させられてしまっている現状も踏まえて、国会が会期延長された中で、カジノ法案など政府与党が通したい法案だけでなく、内容的にも与野党で十分に合意できる児童虐待防止法改正案を何卒、緊急的、人道的観点からも優先的に審議して頂きたいのです。これは立法府国会、行政府安倍政権、議場におられる与野党全ての議員の良識が問われており、また思いは与野党超えて一緒だと信じています。

我々は、閣法審議も否定はしません。しかし、水道法より前に児童虐待防止法審議を強く求めてきた中でそれは受け入れられずに本日に至っています。閣法審議の間には一般審議が通例行われる中で、今日この水道法改正案が採決された暁には、次回は是非とも児童虐待防止法改正案審議を切に、心よりお願い申し上げ、水道法改正案に対しての討論を致します。

まず、水道法改正案の審議入りは厚労委員長の職権で決まりました。報道によれば、与党は、大阪北部地震を受けて、本法案の成立を急いでおられるようです。

たしかに、本法案には、震災への備えとなる、水道事業者等に施設の維持・修繕を行うことを義務付けるといった規定が盛り込まれています。高度経済成長期に整備された水道管の老朽化によって破断が起きないよう、維持・修繕を行うことが求められており、必要な改正

であるとは考えます。厚生労働省によれば、大阪府の主要水道管に占める老朽管の割合は全国平均を大きく上回っており、大阪北部地震を受けて成立を急ごうという考えは理解できます。

本法案には、他にも、都道府県に水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定し、都道府県が水道基盤強化計画を定めたり、広域的連携等推進協議会を設置できるようにして、水道の基盤を強化する内容が盛り込まれています。私たちもこうした改正は必要不可欠であると考えます。

一方で、本法案には、大阪北部地震のような災害時の対応を考えると、反対せざるを得ない内容も含まれています。地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みの導入、いわゆるコンセッション方式に関する規定です。このコンセッション方式では、災害時の責任の所在や役割分担については、自治体が策定する枠組みに委ねられてしまっています。

また、このコンセッション方式の下では、自治体の職員の転籍についても自治体が策定する枠組みに委ねられています。そのため、水道事業の技術継承を困難にし、地方公営企業の技術力、人的基盤の喪失につながるおそれがあります。運営のほぼすべてを民間事業者が行うなかで、モニタリングできるだけの知識と経験も自治体に蓄積されなくなることが懸念されます。自治体にノウハウがなくなって、災害時に対応できなくなるのではないかとの疑念を払拭できません。

さらに、このコンセッション方式では事業者が水道事業の認可を得る必要がないため、水 道法上の責任の所在が不明確であるという問題もあります。

国民民主党は、今申し上げたコンセッション方式に関する規定に問題があることから、それを導入した自治体に対し、旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金を免除することを盛り込んでいる PFI 法改正案にも反対しました。

コンセッション方式に関する規定は、本法案から削除すべきであり、国民民主党は厚労

委員会で立憲民主党とともに、コンセッション方式に関する規定を削除する修正案を提出 しましたが、残念ながら、否決されてしまいました。

重大な問題を抱えているコンセッション方式に関する規定が削除されないのであれば、 政府提出法案に反対せざるを得ません。

水は命の源であり、水道は命と生活を支える重要な基盤です。国民民主党は生活者の立場から、命と生活を支える水の安全・安心を守っていく所存であることを申し述べ、討論を終わります。

以上